

第2節 飲食店等

飲食店等とは、キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店など客席を設けて客に飲食をさせる場所です。

飲食店等では、過去の火災で多くの犠牲者を出していることから、禁止される場所として指定されています。



飲食店内における公衆の出入りする部分

1 禁止される場所と禁止される行為

飲食店等の用途として使用され、舞台が設置されている場合（バーを除く。）は舞台が、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100㎡以上の場合には公衆の出入りする部分がそれぞれ規制対象となります。

また、一の建物内に複数の飲食店等がある場合は、飲食店等ごと（一の構えごと）に公衆の出入りする部分の床面積を算定します。

ただし、例外として、飲食店等の利用者等が利用する自動車車庫・駐車場部分については、自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

飲食店等のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される場所は「舞台」、危険物品持込みが禁止される場所は、「公衆の出入りする部分」です。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台部 ※1	×	×	×
公衆の出入りする部分 ※2			×

[×：禁止]

※1 バーを除く。

※2 公衆の出入りする部分の床面積の合計が100㎡未満のものを除く。

(1) 「舞台」は、客に興業を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室を含みます。

なお、興行を行わず専ら客のカラオケ用に使用する程度の舞台は、規制される舞台とはなりません。(2) 「公衆の出入りする部分」は、客が使用する客席、通路、階段、ホールなどの部分です。

(3) 「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第1章、第3節、3 危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、利用者等の見やすい箇所に設けます。

標 識	設置箇所
禁 煙	・ 舞台の入口
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	・ 店の入口
全面禁煙	・ 当該防火対象物又は指定場所の入口等

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

飲食店等の舞台部では喫煙・裸火使用・危険物品の持込み、公衆の出入りする部分では危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
舞台部	可	可	可
公衆の出入りする部分			可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。

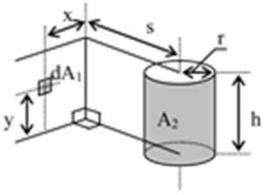
(2) 解除承認を受けられる範囲

解除を受けるための基準は次表のとおりです。

第2章 第2節 飲食店等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店及びバー（バーについては、公衆の出入りする部分の部のみ該当）		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
舞台	喫煙	1 演出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設ける★1こと。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置★2が講じられていること。 (4) 消火器具を設ける★1こと。 (5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★3が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 3 火薬類★4を消費するもの (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。 (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 4 その他の裸火 次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの★5 ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。 イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）★6で覆うこと。 (2) 火炎を有するもの★7 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。 ア 可燃物の着火限界熱流束★8が10kw/m ² 以上の場合は、火炎の幅及び長さ★9に応じて、表1に規定する距離

舞台	裸火使用	表 1 単位：cm										
			火炎の幅									
			20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
	火炎の長さ	20 以内	30	40		50			60			
		40 以内	40	60		70	80		90		100	
		60 以内	50	70	80	90	100	110		120		130
		80 以内	50	80	90	110	120		130	140	150	
		100 以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	
		120 以内	60	90	110	130	140	160	170	180		190
		140 以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
160 以内		70	100	130	150	170	180	190	210	220	230	
180 以内		70	110	140	160	180	190	210	220	230	240	
200 以内		70	110	140	170	190	200	220	230	240	260	
<p>イ 可燃物の着火限界熱流束★8が3kw/m²以上 10kw/m²未満の場合は、火炎の幅及び長さ★9に応じて、表2に規定する距離</p>												
		表 2 単位：cm										
		火炎の幅										
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内	
火炎の長さ	20 以内	60	80	90	100	110	120		130		140	
	40 以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210	
	60 以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270	
	80 以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320	
	100 以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360	
	120 以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400	
	140 以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430	
	160 以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470	

	裸火使用	180 以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500
		200 以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530
舞台		<p>ウ ア又はイにより難い場合は、火炎の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次の(ア)の式により求めた形態係数を、次の(イ)の式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束★8を超えない距離</p> <p>図</p>  <p>A_2 は、火炎 h は、火炎の長さ r は、火炎の幅の半径 dA_1 は、受熱面 (可燃物)</p>										
		<p>(ア) $F = \frac{S}{B} - \frac{S}{2B\pi} \left\{ \cos^2 \left(\frac{Y^2 - B + 1}{A - 1} \right) + \cos^2 \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right) - Y \frac{A + 1}{\sqrt{(A - 1)^2 + 4Y^2}} \cos^2 \left(\frac{Y^2 - B + 1}{B^2(A - 1)} \right) - C^{3/2} \frac{C + B + 1}{\sqrt{(C + B - 1)^2 + 4C}} \cos^2 \left(\frac{C - B + 1}{B^2(C + B - 1)} \right) + H \cdot \cos^2 \left(\frac{1}{B^2} \right) \right\}$</p> <p>$F$ は、形態係数 S は、s/r X は、x/r Y は、y/r H は、h/r A は、$X^2 + Y^2 + S^2$ B は、$S^2 + X^2$ C は、$(H - Y)^2$</p> <p>(イ) $q = \sigma \varepsilon F (T_f^4 - T_0^4)$ q は、A_2 (火炎) から dA_1 (受熱面) が受ける熱流束 σ は、5.67×10^{-11} (単位 kW/m²K⁴) ε は、1 T_f は、1,093 (単位 K) T_0 は、293 (単位 K)</p> <p>(3) 微小な火源を有するもの★10 演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) 瞬間的に燃焼するもの★11 演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>										
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設ける★1こと。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p>										

<p style="text-align: center;">舞台</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ★12 容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）★13。</p> <p>(4) 火薬類★4 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
<p style="text-align: center;">公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 消火器具を設ける★1こと。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ★12 容器の許容充填ガス質量の合計が10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）★14。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内であること。</p>

★1 「消火器具を設ける」とは？

ア 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます。(消火能力単位は、消火器具に表示されています。)

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★2 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは？

1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

★3 「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。



火気使用設備（厨房設備）

★4 「火薬類」の取扱いとは？

次のとおりです。

ア 「1回の使用」の数量は、1公演分をまとめてとらえます。

イ 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。

ウ 消費する場合は、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

★5 「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」とは？

グラインダー、アーク溶接等があげられます。

★6 「防火性能を有する材料（準不燃材料等）」とは？

床面の養生は、次の3点が認められています。

ア 準不燃材料

イ 当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた難燃材料

ウ 当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できた防災物品

申請時には、煙火の現象と床面の材料が確認できる資料を添付してください。

床面養生材を用いる場合は、すき間が生じないように確実に覆ってください。

★7 「火炎を有するもの」とは？

ハンディトーチ、ろうそく、ライター等があげられます。

★8 「着火限界熱流束」とは？

ある物質が着火するのに必要な熱流束（熱の移動）の値をいいます。

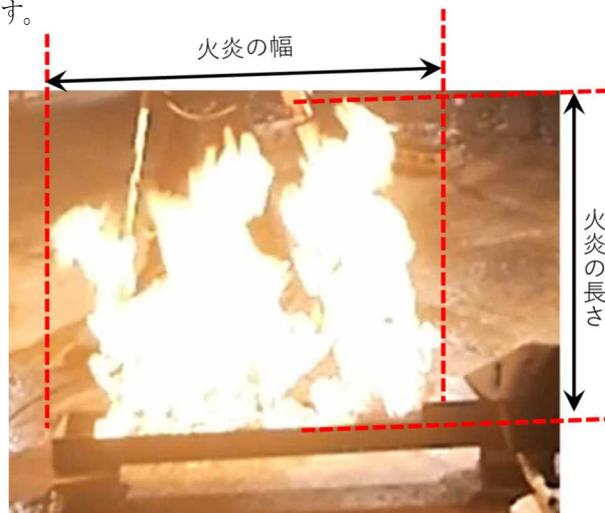
この値を超える熱流束を一定時間受けると着火します。

例 木材の着火限界熱流束⇒ 10kw/m²

布の着火限界熱流束 ⇒ 3kw/m²

★9 「火炎の幅及び長さ」とは？

燃焼面に対して垂直方向の大きさを「火炎の長さ」、燃焼面に対して平行方向の大きさを「火炎の幅」と取り扱います。



(例) 火炎の幅及び長さ

★10 「微小な火源を有するもの」とは？

香、線香等があげられます。

★11 「瞬間的に燃焼するもの」とは？

マジックなどで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットン等があげられ、「瞬間的な火炎による裸火」とは根本的に異なります。

なお、フラッシュペーパーやフラッシュコットン等に含まれているニトロセルロースなどの成分については、SDS（安全データシート）等で確認したうえで、危険物第5類第1種自己反応性物質として審査します。

また、湿潤状態 23%未満の場合は火薬類としても審査し、危険物と火薬類の両方の基準を満たす必要があります。

※ フラッシュペーパーやフラッシュコットン等は、湿潤状態が高いほど爆発危険が低くなることから、湿潤状態で保管し、使用時に乾燥させることが一般的です。

★12 「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）とは？」

「高圧ガス保安法第3条第1項第8号及び高圧ガス保安政令第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

(例) 高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス



(例) 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス



飲食店等（直接屋外に開放された場所は除く。）では解除承認できません。

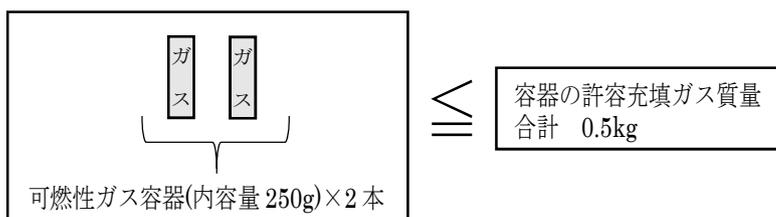
★13 「容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）とは？」

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が250gの可燃性ガス容器であれば、2本まで持ち込むことができます。



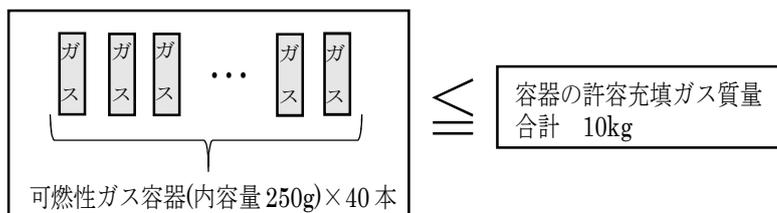
★14 「容器の許容充填ガス質量の合計が10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が250gの可燃性ガス容器であれば、40本まで持ち込むことができます。



第2章 第2節 飲食店等

(3) 申請上の留意事項

- ア 特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません（第3章、3「その他の必要書類」を参照）。
- イ 申請の内容によっては、床や大道具の不燃化、難燃化が必要とされます。
- ウ 舞台部における演出で、従業員以外の者がステージの出演者である場合の申請に際しては、事前に飲食店側関係者とステージ関係者の双方が十分内容を把握し、理解した上で、行わなければなりません。

Q1 飲食店等の客席での喫煙は、禁止されますか？

A 飲食店等の客席における喫煙行為は、禁止される行為とはならない為、禁止されません。

Q2 飲食店等の客席のテーブル上で調理するためにLPGのカートリッジボンベを燃料とするカセットコンロを使用したいのですが、禁止されますか？

A カセットコンロの燃料である可燃性ガスは、「危険物品」に該当するため、持込みが禁止されています。しかし、解除承認申請を行い、審査の結果、解除の基準に適合していると認められた場合については、解除承認を受けることができます。なお、持込みが認められる可燃性ガス容器は、高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスに限られます。



(例) 可燃性ガスの持込み